全ての加工食品に

原料原産地表示が

必要になります

食品表示制度説明会

加工食品の原料原産地表示・

玄米及び精米表示・遺伝子組換え表示

近年改正された上記の食品表示ルールについて、消費者庁担当者に説明いただきます。この機会にぜひご参加ください。

■開催日時　　　令和3年12月2日（木）　13：30～16：00

■開催場所　　　滋賀県大津合同庁舎7C会議室（大津市松本1-2-1）

　　　　　　　　　　 ※オンライン参加可

■対　　　象　　 食品を製造販売する事業者等

■申込方法　 　下記「参加申込書」に記入の上FAXまたはメールにて11月26日（金）までにお申込みください。

○人数の都合により、上限に達した場合ご参加いただけない場合がございます。その際は連絡します。

【参加申込書】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加者氏名 | (事業者名) | （職・氏名） |
| 連絡先 | (TEL)　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　(E-MAIL)(FAX)　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 参加方法 | 来場　　・　　　　オンライン |
| 事前質問事項※具体的に記載願います。 | 原料原産地表示　・　精米表示　・　遺伝子組換え表示　（質問事項に○） |

■お申し込み・お問い合わせ　滋賀県農政水産部食のブランド推進課

TEL:077-528-3890　FAX:077-528-4881　Mail:gc01@pref.shiga.lg.jp